の研修概要を明記する。

- (カ) 事業実施に当たり利活用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策、電子メールで報告する際のセキュリティについて明記する。また、オンラインにより調査を行う場合は、その接続に関連するセキュリティについて明記する。
- イ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」、「厚生労働省セキュリティポリ シー」を遵守すること。
- ウ 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに厚生労働省に報告し、今後 の対応方針について協議を行うこと。

7) その他

勤務体制表については、当月の予定及び前月の実績を、当月初めに厚生労働省に電子メール等で提出する。(別紙13 勤務体制表)

(2) 業務委託に関する留意事項

1) 民間事業者は、本業務を実施するために、「社会福祉施設等調査、介護サービス施設・ 事業所調査 事務局」という名称を用いて、督促、照会対応等を実施する。なお、この名称 及び厚生労働省の請負事業である旨は、調査関係用品に明記する。

また、民間事業者は、調査対象施設・事業所からの調査票の返送先を確保するとともに、 契約締結後速やかに、調査票の返送先及び送付先の住所を厚生労働省に報告すること。

2) 民間事業者は、調査対象名簿作成仕様書、受付・審査仕様書、入力データ仕様書等(以下、「仕様書等」という。)に基づいて業務を行うことを原則とするが、仕様書等の内、作業の方法等については創意・工夫を発揮する観点から、仕様書等によらない形の提案を行うことを可能とする。

なお、提案を行う場合には、民間事業者は、「5 (2) 2)提出書類」の企画書にその 具体的な内容を盛り込むこと。

- 3) 民間事業者は、本業務を適切に実施するために、厚生労働省との連絡・調整を行う担当者をおく。平日の業務時間(10:00~18:00)内は、担当者は速やかに厚生労働省と連絡・調整が取れる状態を保つこととする。
- 4) 民間事業者は、作業の方針及び計画について明確にするとともに、「2(1)4)業務 内容 ア〜ケ」に掲げる業務の各工程に作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を併せて 厚生労働省に報告する。
- 5) 民間事業者は、厚生労働省より会議や打合せ等の要請があった場合、上記3)の担当者 及び上記4)の作業責任者のうち関係する者は、原則、厚生労働省(東京都千代田区霞が関 1-2-2中央合同庁舎5号館 22階 社会統計課)に出向き、会議や打合せ等に出席する

ものとする。

なお、民間事業者において担当者、作業責任者が事情により出席できない場合は、同等 の判断権限を有する者が代理出席するものとする。

- 6) 民間事業者は、「2(1)4)業務内容 ア」で作成した、調査対象施設・事業所名簿 を基に、照会対応、受付、督促等の状況をExcel等により一体的に管理すること。
- 7) 民間事業者は、「2(1)4)業務内容 ア〜ケ」に掲げる業務を行う予定の者に対し、 統計調査における基本的事項や守秘義務及び社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事 業所調査の内容について、十分理解できるような研修を事前に行う。研修計画及び内容に ついては、事前に厚生労働省の了解を得るとともに、研修実施後に、厚生労働省に実施状 況を報告すること。
- 8) 民間事業者は、調査関係書類を厳重に管理する環境、パソコン、電話・FAX等の必要な設備及び本業務を適切に遂行するに十分な場所を用意すること。
- 9) 事故や問題が発生した場合は、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指示に従うこと。
- 10) 請負業務の実施(作業)場所は、全ての工程において、8(2)調査を可能とするため、 日本国内で実施しなければならない。(データの格納場所を含む。)
- (3) 業務の実施に当たり確保されるべき質

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査を実施するにあたっては、調査客体に対する適切な対応、回収率の維持、また回収した調査票の適切な審査、正確かつ迅速なデータ 入力が求められる。調査結果の質を確保するため、下記の対応を行うこととする。

- 1) 本業務の実施に当たり、「2(1)4)業務内容 ア〜ケ」で示す各工程に民間事業者が策定し、予め厚生労働省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- 2) 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の各調査票の回収率の向上に最大限取り組むものとし、一連の業務(督促業務等)を通じ、以下の回収率を上回らなければならない。ここでいう回収率とは、提出された調査票数(白票等を除く。)を調査客体数で除した値を言う。

回収率 (上回らなければならない回収率)

• 社会福祉施設等調查

保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	89%
障害者支援施設等調査票	89%
児童福祉施設等調査票	93%
保育所調査票	93%
障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票	82%
・介護サービス施設・事業所調査	
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	91%
介護老人保健施設票	91%
介護療養型医療施設票	89%
訪問看護ステーション票	89%
居宅サービス事業所(福祉関係)票	84%
地域密着型サービス事業所票	89%
居宅サービス事業所(医療関係)票	90%
介護保険施設利用者票	90%
訪問看護ステーション利用者票	90%

※ 各票別の回収率の値は、平成22年度の回収率の実績値(小数点以下切り捨て)

(4) モニタリングの方法

厚生労働省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、「8 (1)報告 1) に示す報告(回収率を含む)及び「2 (1) 5)納品物に示す納品物により確認する。

(5) 契約内容等

- 1) 契約の形態は請負契約とする。
- 2) 契約金の支払いについては、落札者が決定した後、各年度の業務量を踏まえ落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度の契約金の総支払額及び支払時期・回数を決定する。

支払いに当たり民間事業者は、各年度の「8 (1) 報告 1)」に示す報告及び「2 (1) 5)納品物」に示す納品物や業務の完了を確認できる書類等を厚生労働省に提出し、検査を受

け合格しなければならない。民間事業者は、検査終了後、協議結果に基づく支払時期に応じて、 支払請求書を作成し、厚生労働省に請求するものとする。

厚生労働省は適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払いを行うものとする。

なお、適正な業務がなされていない場合には、厚生労働省は民間事業者に対し、再度業務を 行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。

さらに、業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

(6) 業務の改善策の作成等

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善策を作成し、厚生労働省の承認を得た上で改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、厚生労働省に対して必要な助言を求めることができる。

- 1) 厚生労働省が、「8 (1) 報告 1)」に示す報告及び「2 (3)業務の実施に当たり確保 されるべき質 2)」に示す回収率の達成状況の確認又は業務の実施状況を観察することに より、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業 者に対して業務の改善を求めた場合
- 2) 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が 必要と判断した場合

(7) 業務の改善提案

民間事業者は、業務の質の確保、向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案(照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集や厚生労働省への報告書類等)を厚生労働省に対して行うことができる。なお、民間事業者は、業務の改善提案に当たり、厚生労働省に対して必要な助言を求めることができる。

3 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の契約期間

契約期間は、平成24年5月(契約締結後)から平成27年3月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当 しない者であること。(なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意 を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 厚生労働省、他府省等における物品等の契約に係る指名停止等措置要領等に基づく指名停止 を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」 の調査・研究においてA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

- (6) 「11(8)民間競争入札落札者決定等に関する検討会の開催」に示される検討会の委員と して指名された外部有識者本人又はこれらの者と資本もしくは人事面での利害関係を有する事 業者でないこと。
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体(当該業務を共同して 行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。)として参加 することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を結成し、代表者を定め、他 の者は構成員として参加するものとし、その際に当該共同事業体の代表者及び構成員は、上記 (1)から(8)までに定める入札参加資格を備えていることが必要である。また、共同事業体の構 成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。

なお、当該共同事業体は、共同事業体結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を作成し、 入札書類提出期限までに提出すること。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール (予定)

1) 入札公告(官報公示) (平成24 年2月下旬頃) 2) 入札説明会 (平成24 年3月上旬頃) 3) 入札説明会終了後の質問期限 (平成24 年3月下旬頃) 入札書類提出期限 (平成24 年4月中旬頃) 4) 入札書類の評価 5) (平成24 年4月中~下旬頃) 6) 開札 (平成24 年5月中旬頃) 7) 契約の締結 (平成24 年5月中旬頃)

(2) 入札実施手続

8)

1) 入札説明会後の質問受付

業務の引継ぎ

入札公告以降、厚生労働省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や 入札に係る事項について、入札説明会後に厚生労働省に対して質問を行うことができる。

(契約締結後、一ヶ月程度)

質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び厚生労働省からの回答は、原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、 質問者の意向を聴取した上で公開しないように配慮する。

2) 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、本業務に係る入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類(以下「企画書」という。)、並びに別紙1「評価項目一覧表」の「企画書の頁」欄に対応する企画書の頁を記載した書類を提出することとする。

また、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105 分の100 に相当する金額 を記載することとする。

さらに、添付資料として、法第15 条において準用する法第10 条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類、本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した書類(この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了できるとの意思表示を書面により証明することをいう。)及び「4 民間競争入札に参加する者に必要な資格」の(2)から(8)について確認できる書類(既に公表・証明等がなされている書類、又は、客観的な他の公表事実等を基に自ら証明した書類)を提出することとし、「4 民間競争入札に参加する者に必要な資格」の(9)に該当する場合は、これに従うこと。

なお、提出書類については返却しない。よって、各種証明書等について原本が提出できない場合は、原本証明を付した写しを提出するなど、原本と同等の効力を有する書面を提出するものとする。

3) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、「6 落札者を決定するための評価の基準及び落札者 の決定方法」で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、企画書の様式は、厚生労働省が入札説明会で提示する様式に基づくこととする。

- ア 事業実施計画
- イ 実施体制・役割分担
- ウ 事業実績・資格
- エ 設備・環境
- 才 研修
- カ セキュリティ対策
- キ 調査対象名簿の作成
- ク 調査関係用品の印刷・発送
- ケ 調査票の回収・受付
- コ 調査票の審査
- サ 問い合わせ・苦情対応
- シ 督促
- ス 調査票のデータ化

6 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

落札者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

なお、評価は厚生労働省及び外部有識者(以下「評価者」という。)による審査を行う。

(1) 総合評価に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿った 実行可能なものであるか(必須項目)、また、効果的なものであるか(加点項目)について行 うものとする。

1) 必須項目審査

厚生労働省は、入札参加者が企画書に記載した内容が、「評価項目一覧表」(別紙1)に記載された必須項目(最低限の要求要件)を満たしていることを確認する。すべて満たす場合は合格とし、基礎点(48点)を付し、一つでも満たしていない場合は失格とする。

2) 加点項目審査

必須項目審査で合格となった入札参加者に対して、「評価項目一覧表」(別紙1)に記載された「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、入札 参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表 1 審査基準」により0点から3点までを付与する。各入札参加者の得点は、各評価者の得点 の算術平均に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。(満点150点)

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
В	優れている	2
С	標準的・普通	1
D	記載なし、又は効果が期待できない	0

表1 審查基準(相対評価項目)

(2) 落札方法及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、「4) 総合評価点の計算」によって得られた総合評価 点の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

イ 「評価項目一覧表」(別紙1)に記載された必須項目をすべて満たしていること。

2) 得点配分

技術点(必須項目及び加点項目)と価格点の配分は「表2 得点配分」のとおりとする。

なお、技術点について、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を102点、実施体制、 実績等を評価する項目の配分を102点とする(別紙1参照)。

表2 得点配分

技術点	必須項目:基礎点	48点
	加点項目:加 点	156点
価格点		102点

3) 技術点の算出

ア 基礎点は、必須とされた項目(最低限の要求要件)について、すべて満たす場合は48点とし、一つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

イ 加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果(点数)の算術平均に重要 度に応じた加重を乗じて技術点を算出する(小数点以下の端数が生じたときは、その端数を 切り捨てる)。

4) 総合評価点の計算

- ·総合評価点=技術点+価格点
- ·技術点=基礎点+加点
- ・価格点=価格点の配分× (1-入札価格÷予定価格)

なお、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになる位まで算出する。

(3) 落札者の決定に係る留意事項

- 1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、前項「(2)4) 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い一者を落札者として決定することがある。
- 2) 落札者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。当該入札者の うちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員 にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 3) 落札者となるべき者が決定したときは、厚生労働省は遅滞なく落札者の氏名又は名称、落札 金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。再度の 入札によっても落札者が決定しない場合は、厚生労働省が本事業を実施すること等とし、その 理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(5) 契約の締結後の措置

- 1) 契約の締結後、民間事業者の創意・工夫により企画書において提案された内容を踏まえ、事業開始までに厚生労働省と十分に協議し、双方の合意の下に業務内容の詳細を確定する。このとき、提案の採用の可否に起因する契約金額の増額は原則として行わない。
- 2) 契約の締結後、民間事業者の責めに帰すことのできない事由により、事業内容や業務量など が変動する場合、当該事由が顕在化した時点で、民間事業者と厚生労働省において十分協議を 行うものとし、双方の合意の範囲内において業務を継続するものとする。

なお、協議においては、当該事由の顕在化時点までに実施済みとなった事業内容や業務量等を踏まえ、双方の合意の下に変更後の事業内容や業務量の詳細を確定する。このとき、協議により合意した事業内容の範囲内については、契約金額の増額は原則として行わない。

7 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報 の開示

社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

1) 民間事業者は、次のアからウについて、厚生労働省に報告するとともに、必要に応じて下記 以外の事項についても求められた場合には報告すること。

また、下記については、下記の時期以外にも求めることがある。

なお、厚生労働省は、民間事業者からの報告を受け、業務の適性かつ確実な実施を確保する ため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

ア 週次報告(業務開始当初週1回、業務開始1か月経過後隔週報告)

- (ア) 調査対象施設・事業所からの問い合わせ・苦情対応票
- (イ) 調査票受付簿
- (ウ) 督促状況票
- (エ) 調査対象施設・事業所への照会状況票
- (オ) 応答率(電話の増設、人員配置の変更等を行った場合は、その変更状況を含む。)
- イ 月次報告(毎月1回(月初め))

勤務体制表

- (ア) 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表(予定)
- (イ) 調査票等を扱うことが出来る人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び 保管・管理状況を報告
- (ウ) 勤務体制については、各工程に作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を報告
- (エ) 督促、内容チェック及び苦情対応業務等の業務担当者の氏名、所属を報告
- ウ 年次報告(年1回、1月末又は年度末)
 - (ア) 実施状況の総括表(1月末)
 - ア) 調査票受付状況を取りまとめた総括表
 - イ) 問い合わせ・苦情への対応状況を取りまとめた総括表
 - ウ) 調査対象施設・事業所への照会状況を取りまとめた総括表
 - エ) 調査対象施設・事業所への督促状況を取りまとめた総括表
 - (イ) 事業報告書(年度末)
 - ア) 平成24年調査における結果 (平成25年3月31日までに提出)
 - イ) 平成25年調査における結果(平成26年3月31日までに提出)
 - ウ) 平成26年調査における結果(平成27年3月31日までに提出)
- 2) 厚生労働省は、民間事業者から受けた報告、上記「(1)報告 1)」について取りまとめの 上、各調査実施年の翌年6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告す る。(「10(5)実施状況の提出」により実施状況等を提出する平成25年調査を除く。)

(2) 調査

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、前項「(1)報告」や次の1)及び2)によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26 条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

1) 民間事業者への電話(適宜)

厚生労働省から民間事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の 様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

2) 調査客体へのアンケート(適宜)

ア 民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の 本契約の履行に従事する者(以下、「民間事業者等」という。)による調査票の不正記入等 の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に厚生労働省からアンケートを行う。

イ 民間事業者等による督促・照会業務の不適切な対応がなかったかを調べるため、督促・照会業務の対象となった調査客体の中から適宜選択し、事後的に厚生労働省からアンケートを 行う。

(3) 指示

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、前項「(2) 調査」の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提 出、実施などの必要な措置を採るべきことを指示することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、厚生労働省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等(公知の事実等を除く。)及び 業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必 要な措置を講ずること。

民間事業者等又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。 なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

1) 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。なお、必要に応じて、民間事業者(再委託先を含む。)に立ち入り、業務の実施状況等を把握する必要から請負業務の場所は日本国内において実施すること。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、 厚生労働省の承認を受けなければならない。

2) 公正な取扱い

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別 してはならない。

3) 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。